



# 島根県報

平成27年9月8日（火）

第2,732号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	（観光振興課）	2

**【公 告】**

農用地利用配分計画の認可の申請	（農業経営課）	3
-----------------	---------	---

**【教委公告】**

平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施	（学校企画課）	3
--	---------	---

**【雑 報】**

消防設備士試験の実施	（消防総務課）	5
------------	---------	---

**告 示****島根県告示第622号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人わかば会	K i d sわかば	邑智郡川本町大字川本388-1	平成27年9月1日

**島根県告示第623号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金の名称

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金

## 2 交付の目的

旅行者が島根県への観光を目的とした滞在型観光バス旅行を実施する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の周遊を拡大することを目的とする。

## 3 交付の対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

## 4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体向けの受注型企画旅行又は組織内の募集型企画旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県及び山口県を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行であること。
- (2) 島根県内のホテル、旅館等の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 島根県内の観光施設等（立ち寄り証明書の発行が受けられるものに限り、宿泊施設を除く。）を旅程に4か所以上含めること。
- (4) 貸切バス1台につき、団体の構成人数（乗務員及び添乗員を除く。）が20名以上であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、15名以上とする。
- (5) 平成27年8月20日以降に企画提案するものであって、旅行出発日が平成27年9月1日から平成28年3月10日までの間の日であること。
- (6) 次の旅行に該当しないこと。
  - ア 学校行事として実施する旅行
  - イ 国、地方公共団体その他公共団体が実施する会議又は研修のための旅行
  - ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行
- (7) 島根県、公益社団法人島根県観光連盟又は山陰観光推進協議会のバス助成を受けていないこと。

## 5 交付金額

貸切バス1台当たり30,000円に島根県内での宿泊数を乗じた額とする。ただし、1事業所当たりの上限は、総額

300,000円とする。

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 9 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市波積町北173-2外59筆

### 2 申請年月日

平成27年 8 月 31 日

## 教 育 委 員 会 公 告

平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成27年 9 月 8 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

### 1 目的

この選考試験は、平成28年度島根県立学校の教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）の採用候補者を選考するために行います。

### 2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	農 業	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
	一 般 (身体障がい者を対象とした選考)	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	若干名
寄宿舍指導員		特別支援学校の寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	3名程度

- (注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。  
 (2) 勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。  
 (3) 寄宿舍指導員の勤務場所は、島根県内の特別支援学校です。  
 (4) 採用後は全県的な異動があります。

#### ※身体障がい者を対象とした選考

募集種別「一般」について、身体障害者手帳の交付を受けその障がいの程度が1級から6級までの者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者を対象に選考を行います。採用予定人員は、若干名です。

### 3 出願資格

- (1) 昭和46年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者  
 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格事由に該当しない者

## 4 出願手続

- (1) 出願期間 平成27年9月24日(木)から同年10月5日(月)まで  
 ア 封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。  
 イ 持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとします。  
 ウ 郵送の場合は、平成27年10月5日(月)の消印があるものまで有効とします。  
 (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課  
 (3) 受験票は、10月13日(火)以降に郵送します。受験票が10月21日(水)までに届かない場合は、島根県教育庁学校企画課に照会してください。

## 5 提出書類

(1) 平成28年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験願書	様式1に記入してください。 ※必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1部
(2) 自己アピール	様式2に記入してください。	1部
(3) 連絡用封筒	角形2号封筒(33.2センチメートル×24.0センチメートル)に365円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける。)を明記してください。封筒の口には両面テープを貼ること。	2部
(4) 身体障害者手帳の写し	「身体障がい者を対象とした選考」を志願する者のみ提出すること。	1部

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

## 6 選考試験

## (1) 試験日及び会場

期日 平成27年10月31日(土)、11月1日(日)

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51

(連絡先) 島根県教育庁学校企画課 TEL: 0852-22-5763、080-6306-3698(携帯)

## (2) 試験内容

## ア 実習助手(農業)受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験①(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理)、実技試験②(農業実習に関する実技試験)、専門教養試験

## イ 実習助手(一般:身体障がい者を対象とする選考)受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理)

## ウ 寄宿舎指導員受験者

教養試験、面接試験、場面指導、実技試験(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成)

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

## (3) 選考結果の通知

平成27年11月25日(水)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて学校企画課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。希望しない場合は、願書の該当欄に×印を記入してください。

## 7 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。
- (2) 実習助手の名簿登載等について
  - ア 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
  - イ 名簿登載され県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。
- (3) 実習助手の選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 寄宿舎指導員の選考に当たっては、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成29年4月1日までとします。
- (6) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (7) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。

## 8 その他

- (1) 問合せ先 島根県教育庁学校企画課 TEL：0852-22-5763
- (2) 提出書類については、一切返却しません。
- (3) 車椅子の使用等、受験上の配慮については、後日担当者が連絡し確認をします。
- (4) 給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給（円）	150,643	168,213	191,174

(平成27年4月1日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成27年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成27年9月8日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北村吉男

## 1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

## 2 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

平成27年12月13日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）  
 午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

## (2) 試験の場所

松江市

## 3 受験手続

## (1) 受験願書提出先

## ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

## イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請

平成27年10月13日（火）から同月27日（火）まで

（郵送の場合は、10月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

## イ 電子申請

平成27年10月10日（土）午前9時から同月24日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

## (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

## 4 その他

## (1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

## (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## (3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）